

2. フランス

2-1 フランスにおける銃器規制の概要

2-1-1 欧州における銃器規制の概要

フランスにおける銃器制度は、1991年にEU理事会が規定した「武器の購入、所有のコントロールに関する理事会指令 91/477/EEC」（以下、1991年EU理事会指令と表記）に準ずる。EU加盟国は同指令に基づき銃砲行政を行わなければならないが、各国の実情に応じてより厳しい規則を設けることが可能である²⁵。EU理事会は、武器を4つのカテゴリーに分類している²⁶。

A：使用が禁止されている銃器 (Prohibited firearms)

- 軍用ミサイル及びミサイル発射台
- 自動式銃
- 銃器以外の物に模倣された形態の銃器
- 貫通式・爆発性・焼夷性の弾丸を持つ実包及びその弾丸
- 膨張性 (expanding) の発射体をもつけん銃及びリボルバー式銃 (狩猟目的及び射撃目的、あるいは特定の資格をもつ者を除く)

B：使用が許可制となっている銃器 (Firearms subject to authorization)

- 半自動式あるいは連発式短銃
- センターファイア撃発式の単発式短銃
- リムファイアー撃発式の全長 28cm 以下の単発式短銃
- 3発以上装填できる弾倉をもつ半自動式長銃 (long gun)
- 3発以上装填できない仕様であるが、部品の取り付けなどにより3発以上装填できるように改造可能な半自動式長銃
- 銃身 60cm 未満の滑腔銃身を持った連発式及び半自動式長銃
- 市民用の半自動式銃で、自動式銃に類似するもの

C：使用が申告制となっている銃器 (Firearms subject to declaration)

- カテゴリーB第6項に該当する以外の連発式長銃
- 腔綫銃身の単発式長銃
- カテゴリーB第4・7項に該当する以外の半自動式長銃

²⁵ 全国銃器製造業社連盟 ヒアリング

²⁶ 武器の購入、所有のコントロールに関する理事会指令 91/477/EEC

- 全長 28cm を超える縁打ち式雷管をもつ単発式短銃

D：使用許可や申告が必要ない銃器

- 滑腔銃身を持った単発式長銃

ただし、EU 諸国の中には、D カテゴリーに該当する銃器について、何らかの規制を課したり、使用を禁止する方向での検討を行っている国もある²⁷。

2-1-2 フランスにおける銃器規制の発展経緯

フランスでは狩猟の人气が高く、国内にいる狩猟者の数は 120 万人ともいわれている²⁸。フランス革命以前、狩猟は貴族の道楽と考えられていたが、革命後は一般市民にも広く浸透した²⁹。フランスで登録されている狩猟及び射撃用銃器は 200 万丁以上であり、銃器が社会に広く普及していることを表している³⁰。

フランスにおける銃器規制は、「防衛法典 (Code de la défense)」、狩猟免許について規定する「環境法典 (Code de l' environnement)」、スポーツ射撃について規定する「スポーツ法典 (Code du sport)」及び各種デクレ (政令) において規定されている。また、地方自治体ごとに銃器に関する規則を設けているケースもある。

フランスにおいて最初に銃器規制が導入されたのは、1892 年に制定された刑法に遡る。同法には、けん銃を所持するための許可証の携帯が義務付けられていた外、16 歳未満の青少年へのけん銃の販売を禁止するなどの規定が設けられていた。その後、第一次世界大戦後の 1939 年 4 月 18 日に軍用武器及び実包に関するデクレが制定され、1973 年 3 月 12 日付デクレ第 73-364 号に統合されるまで、1939 年のデクレがフランスにおける銃器規制における中心的な役割を担ってきた。

1973 年には、デクレ第 73-364 号によって銃器の分類に関する規定及び、銃器の製造、取引、取得、所持及び携帯に関する規定が設けられた。同デクレは頻繁に改正され、1995 年までに 22 回の改正が行われた³¹。

1991 年、EU 理事会において“武器の購入、所有のコントロールに関する理事会指令 91/477/EEC” (以下、1991 年 EU 理事会指令と表記) が制定されたことを受けて、フランスの国内法が EU 規則と整合性を持つよう、法改正が行われた。それまで銃器規制について主要な役割を担っていた 1973 年デクレは、1993 年 1 月 6 日付デクレ第 93-17 号によって改正され、1991 年 EU 理事会指令において規定された銃器の分類方法、銃器の取得、所持に関

²⁷ 全国銃器製造業社連盟 ヒアリング

²⁸ ONCFS ヒアリング

²⁹ 同上

³⁰ 同上

³¹ フランス内務省

する共通規則に関する規定が盛り込まれた。

1995 年になると、現行法である「武器の取得・所持許可について規定する武器・実包関連デクレ (1995 年 5 月 6 日付デクレ (95-589 号))」(以下、1995 年デクレ 95-589 号と表記)が制定された。同デクレでは、第 5 及び第 7 カテゴリーに該当する銃器の取得及び所持を申告制とすることが定められた³²。

フランスにおける銃器規制強化のきっかけとなったのは、2002 年 3 月に発生したナンテール市銃乱射事件である。同事件では、33 歳の男性がパリ郊外のナンテール市議会で銃を乱射し、8 人が死亡、30 人が重軽傷を負った³³。同事件の実行犯であるリチャード・ダーンは精神疾患歴を有していたことから、同事件を契機に銃器所持の規制を強化する必要性が訴えられるようになった。

2005 年には 1995 年デクレ 95-589 号が改正され、各県庁が必要に応じて銃器を没収することができる行政措置権限が付与された。このように、フランスでは、ナンテール事件を契機として銃器規制が強化されている。

さらに、銃器規制を効率化するため、銃器の登録状況や銃器所持者に関する情報のデータベース化が進められており、2004 年には、内務省によって AGRIPPA (Application de Gestion du Répertoire Informatisé des Propriétaires et Possesseurs d' Armes) というデータベースシステムが導入された。また、2009 年以降には、内務省が新しいデータベースである FINIADA (Fichier National des Interdits D' Acquisition et de Détention d' Arm (銃器取得及び所持を禁じられた者に関する国家情報ファイル)) を導入する予定となっている³⁴。

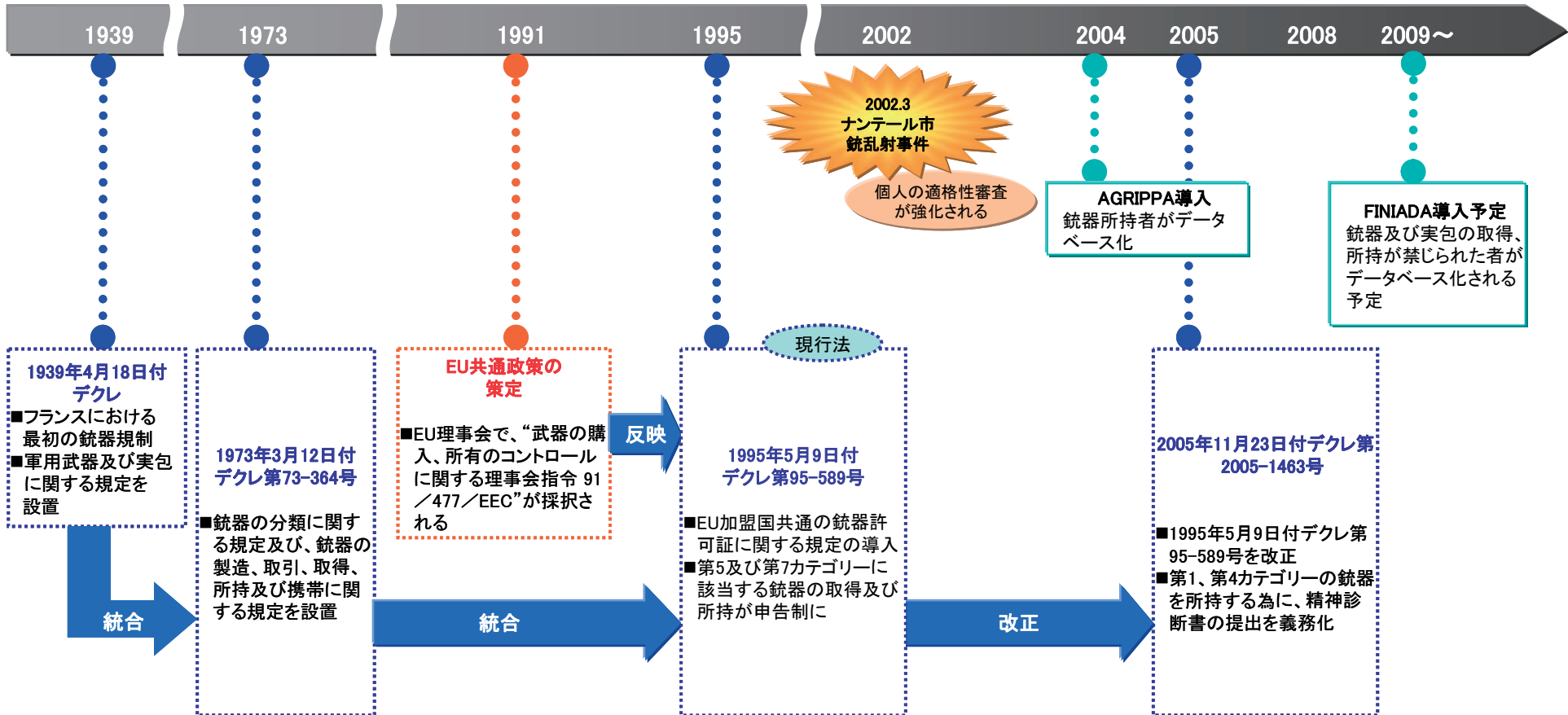
³² 1995 年デクレ 95-589 号は以下のデクレによって改正されている。

- ・ 1996 年 9 月 20 日付デクレ第 96-831 号
- ・ 1998 年 12 月 16 日付デクレ第 98-1148 号
- ・ 2000 年 4 月 28 日付デクレ第 2000-376 号
- ・ 2002 年 1 月 3 日付デクレ第 2002-23 号
- ・ 2005 年 9 月 28 日付デクレ第 2005-1222 号
- ・ 2005 年 11 月 23 日付デクレ第 2005-1463 号

³³ BBC News “Eight dead in Paris shooting”、2002 年 3 月 27 日。

³⁴ フランス内務省ヒアリング

フランスにおける銃器規制の発展経緯



出所：フランス内務省ヒアリングより MRI 作成

2-1-3 銃砲行政の実施機関

フランスでは、内務省及び防衛省が銃砲行政の主要な実施機関となっている。他の EU 諸国と異なり、1995 年デクレ 95-589 号において軍用武器と軍用以外の武器が同時に規定されていることから、軍用武器の所轄官庁である防衛省も実施機関に含まれる。また、狩猟に関する規制については、農業・水産省、エコロジー・エネルギー・持続可能開発・国土整備省、スポーツ射撃については厚生・青少年・スポーツ・市民活動省などが実施機関に含まれる。また、銃器免許の発行など、銃器に係る諸手続きについては、各県の警察が主要な役割を果たしている。さらに、関係機関として、狩猟者連盟、射撃者連盟、銃器製造者組合などがロビー活動を行っており、銃器規制について強い発言力を有している³⁵。

① 実施機関による協議

銃砲行政を改善させるため、内務省が中心となって省庁間協議会を設置しており、内務省や防衛省、農業・水産省、司法省、厚生・青少年・スポーツ・市民活動省などが協議会に参加している。また、協議会には犯罪学の専門家や銃器製造業組合などの関係団体も参加しており、内務省は銃器規制に関する法改正を行う際なるべく多くの団体から意見を聴取し、政策に反映するよう努めている³⁶。関係団体間で議論を行った結果、コンセンサスに至らない場合は、大統領府に決定が委ねられる³⁷。

銃器製造業組合は、銃器規制に対して慎重な姿勢をとっており、過度な規制は却って銃器の不法所持の増加に繋がると主張している。同組合はイギリスやスコットランドを例にとり、これらの国において銃器規制が強化されたにもかかわらず、銃器を使用した犯罪は増加傾向にあることを指摘し、フランスは規制の強化に慎重になるべきであると主張している³⁸。さらに、銃器製造組合は、フランスで発生する殺人事件に使用されたの銃器ほとんどが不法所持によるものであることから、規制の強化はこのような事件の発生抑止には効果を持たないとの立場をとっている³⁹。

② 省庁間の連携について

フランスではプライバシーの保護が非常に重要視されていることから、各省庁が所有しているデータベースの共有化が進んでいなかったが、2002 年に発生したナンテール事件を契機として、現在では省庁間の情報共有化が進められている。特に、ナンテール事件の実行犯が精神疾患による入院歴を有していたことから、保健省が管理している精神疾患患者のデータベースに防衛省がアクセスすることが認められるようになった⁴⁰。

³⁵ フランス内務省ヒアリング

³⁶ 同上

³⁷ 同上

³⁸ 全国銃器製造業社連盟 ヒアリング

³⁹ 同上

⁴⁰ 全国銃器製造業社連盟 ヒアリング

2-1-4 銃器の定義

① 銃器の8分類

フランスでは武器を8つのカテゴリーに分類している。第1・2・3カテゴリーは軍事用の武器を指し、第4、5、6、7、8カテゴリーは軍事用以外の武器を指す⁴¹。フランスでは、他のEU諸国と異なり軍事武器と軍用以外の武器の両方が1995年デクレ95-589号によって規定されているところが特徴的である⁴²。

フランスにおける武器の分類及び狩猟又は射撃に用いられる銃器を以下に示す。

フランスにおける武器の分類

目的	カテゴリー	武器の種類	狩猟又は射撃に用いられる銃
軍用品	1	陸戦、海戦及び空中戦用に設計され、又は陸戦、海戦及び空中戦で使用されることが目的とされている銃器及びその実包	 ○ (一部の射撃競技)
	2	戦闘における銃器の携帯又は使用のために用いられる軍需品	 —
	3	毒ガスに対する保護用兵器	 —
軍用品以外の武器及び実包	4	護身用の小火器及びその実包(けん銃を含む)	 ○ (一部の射撃競技)
	5	狩猟用銃器及びその実包	 ○ (狩猟)
	6	刀剣類(ガスプレー、ヌンチャク、弓矢など)	 —
	7	射撃、見本市又は展示会用の銃器及びその実包	 ○ (狩猟、一部の射撃競技)
	8	歴史上又はコレクション用の銃器及びその実包(1870年以前にデザインされた銃又は、1892年以前の火薬式銃)	 —

出所：デクレ95-589号、Jean Huon “Connaissance et Réglementation des Armes” (2004)、内務省ヒアリングよりMRI作成

⁴¹ 国防法典2331-1条。なお、本調査では、日本で言うところの猟銃(ライフル、散弾銃)に該当する第5及び第7カテゴリーを中心に調査を行った。

⁴² 全国銃器製造業社連盟 ヒアリング

武器の категорияは以下の項目によって決定される⁴³。

武器の categoryを決定する要素⁴⁴

- 武器の種類(けん銃、長銃)
- 火薬の有無(火薬、空気/ガス銃)
- 装弾の方法(オートマチック、セミ・オートマチックなど)
- 撃発装置
- サイズ
- 銃器の長さ
- 銃身の長さ
- 銃器の種類(滑腔砲)
- 銃器の能力(装備できる実包の数など)
- 実包の種類
- 武器の威力(ジュール)

新種の武器が開発された場合は、内務省が当該武器の属する categoryを判断する。最近では Taser 社製の電子銃の categoryについて議論された。この電子銃は、一度は第 8 categoryに分類されたものの、危険性が大きいとして第 4 categoryに再分類されたという経緯がある⁴⁵。

Taser 社製電子銃「X-26」



出所：Taser 社ホームページ

⁴³ フランス内務省

⁴⁴ 同上

⁴⁵ パリ市警察ヒアリング

現在、フランスでは、フランスの武器の 8 カテゴリーと、EU 理事会が設定した銃器の 4 分類が整合性を持つよう、フランス内で使用可能な銃器の再分類を行っている。

EU 理事会の分類とフランスの分類の互換性

EU 理事会による 4 分類	該当するフランスの銃器
カテゴリーA	第 1 カテゴリーセクション 4、11 第 2 カテゴリー 第 3 カテゴリー 第 4 カテゴリーセクション 10
カテゴリーB	第 1 カテゴリーセクション 1、3 第 4 カテゴリー(セクション 10 以外)
カテゴリーC	第 5 カテゴリーII 第 7 カテゴリーI
カテゴリーD	第 5 カテゴリーI 第 7 カテゴリーII 第 6 カテゴリー 第 8 カテゴリー

② 「許可制」と「申告制」

フランスでは、銃器の危険度に応じて「許可制」と「申告制」に分類しており、それぞれの分類に応じて所定の手続きを行うことを義務付けている⁴⁶。

(1) 許可制 (第 1 種及び第 4 種)

許可制の武器には、第 1 カテゴリー及び第 4 カテゴリーの武器が該当する。許可制の武器を所持するには、①護身用、②射撃用、③コレクションのいずれかの理由がなければならない。これらを購入するためには、銃砲店において警察が発行した許可証を提示しなければならない⁴⁷。

① 射撃用⁴⁸

一部の射撃用銃器は許可制に分類されている。許可制の銃器 (第 1 及び第 4 カテゴリー) を購入する場合には、フランス射撃連盟 (Fédération Française de Tir : FFTir) が発行した、射撃手帳の提示が必要となる。射撃手帳の発行を受けるためには、FFTir に入会後少なくとも 6 か月以上が経過しており、射撃クラブのトレーナーの監督下で 3 回以上訓練を行っていないとなければならない。又、許可制の銃器を所持するには、国際大会などに参加するなどの特別な場合を除き、21 歳以上でなければならない⁴⁹。

射撃用銃器は、競技種目に応じて 12 丁まで所持することが可能である⁵⁰。

⁴⁶ 全国銃器製造業社連盟 ヒアリング

⁴⁷ 同上

⁴⁸ 1995 年デクレ 95-589 号第 28 条

⁴⁹ 内務省ヒアリング

⁵⁰ 同上

射撃用銃器の許可証は3年に1度更新しなければならない⁵¹。なお、許可証の更新時には、新規に許可証を申請した時と同様の適格性審査が行われる⁵²。

② 護身用⁵³

護身用に銃器が必要であると内務省が判断した場合、許可制の銃器の所持が認められる⁵⁴。

護身目的で許可制の銃器を所持するためには、まず、県知事に対して許可制銃器所持に関する申請を行わなければならない。その際、申請者は、自身が危険に直面しており、護身用の銃器が必要な状況におかれているということを証明する合理的な理由を提示しなければならない。又、申請者は、銃器の保管用に、壁に固定された金庫を有していることを証明できる書類（金庫の領収書など）を県知事に提出する必要がある。なお、申請者は21歳以上でなければならない。

申請を受けた県知事はこの内容を内務省に伝達し、内務省が所轄の警察署を通じて調査を行う。調査では、当該申請者が真に護身用の銃器を所持する必要があるのかについて審査を行う。調査の結果護身用銃器の必要性が認められれば、銃器所持の許可が発行される。ただし、護身用の銃器所持許可は非常に稀なケースで、現在、フランス全土で対象となっているのは120人程度であり、政府要人、企業の経営者、第三者から脅迫を受けている者、宝石店など、危険性の高い職場に勤務している者などに限定される⁵⁵。

なお、護身用の銃器は1人につき、1丁のみの所持が認められている⁵⁶。護身用の銃器の所持許可は5年に1度更新しなければならない⁵⁷。

③ コレクション用⁵⁸

コレクションとして認められる許可制の武器は第2カテゴリーのうちアンティーク武器に該当するもののみである⁵⁹。

(2) 申告制

申告制の武器には、第5カテゴリー及び第7カテゴリーの銃器が該当する。申告制の武器は、射撃免許又は狩猟免許⁶⁰の提示により、銃砲店で購入することが可能である。申告制

⁵¹ 同上

⁵² パリ市警察ヒアリング

⁵³ 1995年デクレ95-589号第31条

⁵⁴ 内務省、全国銃器製造業社連盟 ヒアリング

⁵⁵ 内務省ヒアリング

⁵⁶ 同上

⁵⁷ 同上

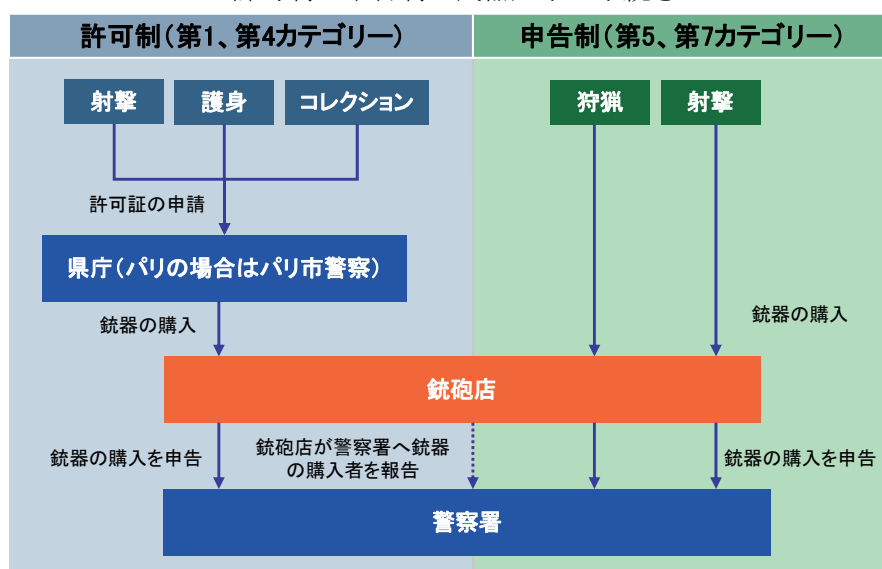
⁵⁸ 1995年デクレ95-589号第32条

⁵⁹ 内務省ヒアリング

⁶⁰ 射撃免許及び狩猟免許については、2-2において詳述する。

の武器の購入実績は、銃砲店から警察へ報告される⁶¹。銃器の購入者は、購入後、所轄警察署で銃器の登録を行わなければならない。猟銃（第5カテゴリー）については、1人の者が複数の猟銃を所持することを禁止する規定はない。又、1丁の銃器を複数の者が所有することも可能である⁶²。

許可制と申告制の武器入手の手続き



出所：各種資料より MRI 作成

第5及び第7カテゴリーの銃器を所持するためには、①18歳以上であること、②狩猟免許の所持者であること、③スポーツ担当大臣から射撃、クレー射撃又は刀剣類の実習について委任を受けた射撃連盟の免許所持者である必要がある。18歳以下の者は、銃器を所持することはできないが、保護者からの同意書の提示があれば一部の銃器を使用することが可能となる⁶³。

年齢別猟銃の使用許可

年齢	第5カテゴリー	第7カテゴリー
9歳～16歳	禁止	禁止。ただし保護者の同意があれば一部の銃器が使用可能である。
16歳～18歳	禁止。ただし、狩猟免許及び保護者からの同意書がある場合を除く。実包の購入には保護者の同意書は不要である。	禁止。ただし保護者の同意があれば一部の銃器が使用可能である。
18歳～20歳	狩猟免許又は射撃免許の提示により購入が可能である。	狩猟免許又は射撃免許の提示により購入が可能である。
21歳以上	狩猟免許又は射撃免許の提示により購入が可能である。	狩猟免許又は射撃免許の提示により購入が可能である。

出所：フランス内務省

⁶¹ 全国銃器製造業社連盟 ヒアリング

⁶² ONCFS ヒアリング

⁶³ 国防法典 L2336-1、1995年デクレ 95-589号第23条